

「松本市子育てガイドブック」協働発行业者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 松本市が、「松本市子育てガイドブック」を作成するにあたり、優れた提案事業者を適正に選考するため、「松本市子育てガイドブック」協働発行业者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 審査基準及び選考方法の決定に関すること
- (2) 提案書の審査に関すること
- (3) その他委託業者の審査に関し、選考委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) こども部長
- (2) こども育成課長
- (3) こども福祉課長
- (4) 保育課長
- (5) 健康づくり課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども部長とし、副委員長はこども育成課長とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条第2号に規定する審査が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月18日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。